様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 2月 9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）まるともかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 マルトモ株式会社  （ふりがな）みょうせき　ひとみ  （法人の場合）代表者の氏名 明関　眸  住所　〒799-3113  愛媛県 伊予市 米湊１６９６番地  法人番号　8500001004792  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　マルトモ株式会社　DX戦略 | | 公表日 | ①　2026年 2月 6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　マルトモ株式会社HPで公表  　https://www.marutomo.co.jp/dx  　マルトモ株式会社「DX戦略」にて記載  1.DX取組宣言  2.経営理念・経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | ①　【DXに取り組む背景】  マルトモ株式会社は、1918年の創業以来、「健康と食文化の発展に貢献する」という変わらぬ理念のもと、事業を継続してまいりました。  現在、私どもは時代の分岐点に立っていると認識しております。  食品業界全体が、原材料価格の高騰や、深刻化する人手不足、温暖化、  そして為替の変動リスクなど、数多くの脅威に直面しております。  特に人手不足は進行が著しく、今後、人口減少が予測される中で、  いかに生産性を上げていくかが企業にとっての重大な課題であります。  この大きな脅威を乗り越え、企業として持続可能な経営を目指すためには、  ITツール、AI、ロボティクスをはじめとしたDXの取り組みは、  もはや「やる・やらない」ではなく、「やらなければいけないこと」であります。  【社長が目指すビジネスモデル】  先述した脅威を乗り越え、企業として持続可能な経営を確立するため、  データとデジタル技術を活用した「構造改革」の推進こそが、  私どもが目指す新しいビジネスモデルの中核です。  この変革を支える構造改革においては、  「生産性向上」「利益確保」「人材力の強化」の三点を  三大基本方針として重点的に取り組みます 。  【経営理念】  私たちマルトモは、お客様第一の精神にもとづき、  食の安心・安全とコンプライアンスに徹底して取り組み、  健康と食文化の発展に貢献します。  【経営ビジョン】  マルトモ株式会社は、変わりゆく食品製造業界において、  創業以来の理念である「健康と食文化の発展に貢献」することを追求し、  和食を中心とした世界に誇れる食品企業を目指します。  特にDXにおいては、単なるデジタル化にとどまらず、デジタル技術を活用したデータ分析や予測を通じて、真の価値を生み出すトランスフォーメーションを追求します。  これにより、企業として持続可能な経営を実現し、激しい競争環境の中でも揺るがない、強靭な企業へと進化していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会で承認された「DX戦略」をウェブサイトにて公表（2025年11月策定、2026年2月最終更新） |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　マルトモ株式会社　DX戦略 | | 公表日 | ①　2026年 2月 6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　マルトモ株式会社HPで公表  　https://www.marutomo.co.jp/dx  　マルトモ株式会社「DX戦略」にて記載  3.DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　経営ビジョン達成のために、以下の3つの戦略を柱にDXを推進します。  戦略①：生産性向上  DXの推進とAI‧RPA等活⽤により、深刻化する⼈⼿不⾜に対応すべく業務を「⼈が⾏うべき仕事」と「⾃動化できる仕事」に明確に切り分け、全社的な⽣産性の⾶躍的な向上を図ります。  デジタル機器やAIの導⼊‧活⽤を進め、製造現場や物流における業務量や作業⼯程をデータに基づいて可視化‧分析し、⼯程別の負荷や滞留時間を踏まえた⾒直しを⾏うことで、ボトルネック⼯程を特定します。  その上で、受発注処理や在庫管理などの間接業務におけるRPAによる⾃動化、作業⼿順を撮影‧分析した動画データを活⽤した標準化‧教育を推進し、アナログな業務プロセスを段階的にデジタルへ移⾏することで、業務効率の最⼤化を実現します。  戦略②：利益確保  マーケティングとイノベーションを融合させ、QPS（品質‧価格‧サービス）を追求し、既存事業の収益⼒強化‧改善を実現します。  既存事業の売上拡⼤および海外事業‧業務⽤事業の成⻑加速に向けて、デジタル技術を活⽤し、売上動向や顧客別‧製品別の販売データ、市場環境の変化を⼀元的に可視化‧分析します。  具体的には、需要予測や販売実績分析を通じて有望市場‧重点商品を特定し、適切な価格戦略や販売施策の⽴案に活⽤します。  これらのデータに基づき、成⻑領域へのリソース集中や新たな販売機会の創出を迅速かつ的確に進めることで、企業全体としての持続的な利益拡⼤を実現します。  戦略③：人材力の強化  教育投資により、さらなる⼈材⼒の強化を図ります。  全社的なITリテラシーの底上げを図るために、ITパスポートの取得を推進し、従業員のデジタルスキルを可視化します。  さらに、定期的な社内勉強会を開催し、データ活⽤や分析ツールに関する知識を深めることで、⽣産性向上を⽀える⼈材基盤を強化します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会で承認された「DX戦略」をウェブサイトにて公表（2025年11月策定、2026年2月最終更新） |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　マルトモ株式会社　DX戦略  　マルトモ株式会社「DX戦略」にて記載  4.体制・人材育成  6.数値目標（KPI） | | 記載内容抜粋 | ①　4.体制・人材育成  DX実務執行総括責任者（社長）を中心にDXプロジェクトを設置し、各部門から選任したメンバーで構成する組織的な推進体制を整えています。DXプロジェクトでは、定期的にDX戦略の進捗を確認し、全社一体となってDXを推進します。  基本的なデジタル育成の方針としては、管理職全員のITパスポート取得。また、定期的な社内勉強会の実施を行いデジタルスキルの向上を目指します。  6.数値目標（KPI）  ITパスポートの試験合格の促進  管理職取得100％ |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　マルトモ株式会社　DX戦略  　マルトモ株式会社「DX戦略」にて記載  5.デジタル技術、環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進を企業成長の重要な柱と位置づけ、既存システムの見直しや新規システムの導入を通じて、デジタル技術の活用と環境整備を積極的に進めます。  既存システム  ・給与・会計・設備資産ツール  ・年末調整、給与明細ツール  ・経費精算ツール  ・勤怠ツール  ・人事評価ツール  ・グループウェア  ・ノーコードツール  ・RPA  ・FAX管理ツール  ・IT資産管理ツール  ・電子請求書発行システム  新規システム  ・保全管理ツール  ・帳票電子化ツール  ・動画マニュアル集約ツール |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　マルトモ株式会社　DX戦略 | | 公表日 | ①　2026年 2月 6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　マルトモ株式会社HPで公表  　https://www.marutomo.co.jp/dx  　マルトモ株式会社「DX戦略」にて記載  6.数値目標（KPI） | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の達成状況を測る指標として下記を定めます。実行計画を立案したうえで、取り組みを行い、各部署ごとに目標値の達成状況を月1度評価を行いながら目標達成できるようPDCAサイクルを回していきます。  ◆戦略①生産性向上  ・DXの推進とAIの活用によるアナログ業務工数（時間）の削減  ・機械の導入によるオートメーション化　設備投資の生産性貢献度（ROI）増  ◆戦略②利益確保  ・BIツールを活用したデータ分析による収益力の向上  ・海外事業の強化による海外売上高の成長　売上高成長率増  ・SNSを活用したマーケティングによるフォロワー数増加  ◆戦略③人材力の強化  ・ ITパスポートの試験合格の促進　管理職取得100％  ・AIツールを全社員が使えるようになる  ・定期的なIT社内勉強会の実施  それぞれにおいて、2025年度に各KPI値・目標達成期日を設定 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2026年 2月 6日 | | 発信方法 | ①　マルトモ株式会社　DX戦略  　マルトモ株式会社HPで公表  　https://www.marutomo.co.jp/dx  　マルトモ株式会社「DX戦略」にて記載  7.DXに関する社長（実務執行総括責任者）メッセージ | | 発信内容 | ①　【マルトモ株式会社がDXを進める理由】  私たちは、DXを構造改革の核と位置づけ、データとデジタル技術を活用した社内変革を力強く推進していきます。  DXへの取り組みは、もはや「やる・やらない」ではなく、「やらなければいけないこと」であります。  DXを実現するためには、それを担う人材の強化が欠かせません。管理職にはITパスポートの資格取得を義務化するなど、時代に合わせて全社のデジタルスキルの底上げを徹底します。  DXは、人にしかできない付加価値の高い仕事に集中するための手段であり、その結果として、お客様のニーズにより深く応えることができると確信しています。  私たちは、DXを通じてさらなる変革を遂げ、「安心」して召し上がっていただける商品をお届けし、健康と食文化の発展に貢献し続けます。  マルトモ株式会社  代表取締役社長　明関 眸 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。